

IVR日本支部運営委員会議事録

日時：2013年7月14日（日） 午前10時から正午まで

場所：東京大学 本郷キャンパス 法学部4号館8階大会議室

出席者：足立英彦、宇佐美誠、戒能通弘、桜井徹、高橋洋城、瀧川裕英、鳥澤円、那須耕介、野崎亜紀子、森際康友

欠席者：土井崇弘

(1) 前回の議事録承認

鳥澤事務局長より議事録・議事メモ案について説明がなされ、異議なくこれらを承認した。

(2) IVR 理事会および IVR 世界大会について

桜井IVR理事より、第26回IVR世界大会の準備状況と、IVRオンライン・エンサイクロペディアについてシュプリンガー社との契約が締結されたことが報告された。

(3) IVR 日本支部規約改正について

審議の結果、原案を修正した上で承認した。（別紙参照）

(4) IVR 神戸基金の使途について

神戸レクチャー関連企画等支出の適切化について審議し、セミナー後の懇親会の形式について検討した。

(5) 会費請求方法の変更について

日本法哲学会事務局の提案を受け、今秋より請求書の独自送付を行うこととした。

(6) 第11回神戸記念レクチャーについて

那須支部長及び各地セミナーの実行委員より進捗状況の報告がなされ、これらをふまえて全体テーマ・討論者候補等について審議した。

(7) 新入会員／退会者の承認

鳥澤事務局長より退会申請1件と入会申請2件があったことが説明され、これらを承認した。

(8) その他

高橋前事務局長より、IVR日本支部ウェブサイトのリニューアル作業を終えたことが報告された。

以上

IVR 日本支部規約改正案・対照表

■ IVR 日本支部規約 [現行]

(2005年11月13日)

(2006年11月26日改正)

(2008年11月22日改正)

1. 法哲学・社会哲学国際学会連合 (Internationale Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie, 略称 IVR) における日本代表機関として IVR 日本支部を設立する。

2. IVR 日本支部は、日本法哲学会理事会のもとで、IVR を中心とする国際的な学術交流に対し協力・促進することを目的とする。

3. IVR 日本支部は、日本法哲学会会員のうち、IVR 日本支部運営委員会によって加入を承認された ものをもって構成される。

4. IVR 日本支部は、その運営に当たらせるため、IVR 日本支部運営委員会を設置する。

5. IVR 日本支部運営委員会の任務は下記の通りとする。

a) IVR 日本支部総会の開催

b) IVR 日本支部決算の報告

c) IVR 日本支部会費の徴収と経費の支出

d) IVR 日本支部会員の入退会の承認と名簿の作成

e) IVR 87 神戸記念レクチャーの企画、準備、実施

f) IVR 本部への加盟分担金の送金

g) IVR 世界大会の企画立案への協力

h) IVR ニュース・レターなどの会員への配信

i) その他 IVR を中心とする国際的な学術交流に必要な業務

■ IVR 日本支部規約 [改正案]

(2005年11月13日)

(2006年11月26日改正)

(2008年11月22日改正)

(2013年11月16日改正)

1. 法哲学・社会哲学国際学会連合 (Internationale Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie, 略称 IVR) における日本代表機関として IVR 日本支部を設立する。

2. IVR 日本支部は、日本法哲学会理事会のもとで、IVR を中心とする国際的な学術交流に対し協力・促進することを目的とする。

3. IVR 日本支部は、日本法哲学会会員のうち、IVR 日本支部運営委員会によって加入を承認された IVR 日本支部会員 (以下「会員」と言う。) をもって構成する。

4. IVR 日本支部は、その運営に当たらせるため、IVR 日本支部運営委員会を設置する。

5. IVR 日本支部運営委員会の任務は下記の通りとする。

a) IVR 日本支部総会の開催

b) IVR 日本支部決算の報告

c) IVR 日本支部会費の徴収と経費の支出

d) IVR 日本支部会員の入退会の承認と名簿の作成

e) IVR 神戸記念レクチャーの企画、準備、実施

f) IVR 本部への加盟分担金の送金

g) IVR 世界大会の企画立案への協力

h) その他 IVR を中心とする国際的な学術交流に必要な業務

6. IVR 日本支部運営委員会は、支部長 (President) と運営委員をもってこれを構成する。

支部長は日本法哲学会理事会において互選し、運営委員は日本法哲学会理事会が委嘱する。ただし、支部長および運営委員は直近の IVR 支部総会において承認を得るものとする。

支部長および運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7. 支部長は、運営委員のなかから IVR 日本支部の事務局長 (Secretary General) を委嘱する。

事務局長は、委員会の協議・決定に基づき庶務、その他必要な業務の執行に当たる。

8. 支部長は、運営委員のなかから IVR 日本支部の会計担当委員 (Treasurer) を委嘱する。

9. 事務局及び会計担当事務所は総会の定めるところに置く。

10.

a) IVR 日本支部会計は、日本法哲学会の特別会計とする。ただし、会計の収支などの管理は、IVR 日本支部の会計担当委員が行う。IVR 日本支部の会計監査は、日本法哲学会の監事が行う。会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終るものとする。

b) 会費の未納が5年以上に及ぶ会員に対しては、事前の告知の後、自然退会の扱いとする。

11. 支部長は、毎年少なくとも1回総会を招集する。支部長は必要に応じて運営委員会を招集する。

6. IVR 日本支部運営委員会は、支部長 (President) と運営委員をもってこれを構成する。

支部長は日本法哲学会理事会において互選し、運営委員は日本法哲学会理事会が委嘱する。ただし、支部長および運営委員は直近の IVR 支部総会において承認を得るものとする。

支部長および運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7. 支部長は、運営委員のなかから IVR 日本支部の事務局長 (Secretary General) を委嘱する。

事務局長は、委員会の協議・決定に基づき庶務、その他必要な業務の執行に当たる。

8. 支部長は、運営委員のなかから IVR 日本支部の会計担当委員 (Treasurer) を委嘱する。

9. 事務局及び会計担当事務所は総会の定めるところに置く。

10.

a) IVR 日本支部会計は、日本法哲学会の特別会計とする。ただし、会計の収支などの管理は、IVR 日本支部の会計担当委員が行う。IVR 日本支部の会計監査は、日本法哲学会の監事が行う。会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終るものとする。

b) 会費の未納が5年以上に及ぶ会員に対しては、事前の告知の後、自然退会の扱いとする。

11. 支部長は、毎年少なくとも1回総会を招集する。支部長は必要に応じて運営委員会を招集する。

1 2. 会員は次の特典を受ける。

- a) IVR ニュースレター等の配信を受けること。
- b) IVR 世界大会運営にかんする企画提案を行うこと。
- c) IVR 8 7 神戸記念レクチャー、研究会等に参加すること。
- d) IVR 8 7 神戸記念レクチャーにかんする企画提案を行うこと。

1 3. 本規約の改正には総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

1 4. 本規約は 2008年11月22日 より施行する。

1 2. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。但し、本規約の改正は、出席者の3分の2をもって決する。

1 3. 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席した運営委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、支部長の決するところによる。

1 4. 支部長は、必要に応じて運営委員以外の者に運営委員会への出席を求めることができる。

1 5. 会員は次の特典を受ける。

- a) IVR の活動に関する各種情報提供を受けること。
- b) IVR 世界大会運営にかんする企画提案を行うこと。
- c) IVR 神戸記念レクチャー、研究会等に参加すること。
- d) IVR 神戸記念レクチャーにかんする企画提案を行うこと。

1 6. 本規約は 2013年11月16日 より施行する。